

芦教生第 1342 号

平成28年12月27日

芦屋市文化財保護審議会

会長 安部 みき子 様

芦屋市教育委員会

教育長 福岡 憲助

芦屋市指定文化財の指定について（諮問）

芦屋市文化財保護条例（平成元年芦屋市条例第7号）第5条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

記

1 諮問内容

芦屋市指定文化財の指定について

2 諮問の理由

本市にとって特に文化的価値の高いものを芦屋市指定文化財として指定しようとするため。

3 指定候補資料

別紙，芦屋市指定文化財指定諮問書のとおり

以上

芦屋市指定文化財指定候補

名 称 八十塚古墳群出土双龍環頭大刀柄頭  
(やそづかこふんぐんしゅつどそうりゅうかんとうたちつかがしら)

種 別 芦屋市指定有形文化財 (考古資料)

その他特記事項

なし

## 指定諮問書

### 考古資料

#### や そづかこふんぐんしゅつどそうりゅうかんとうちつかがしら 八十塚古墳群出土双龍環頭大刀柄頭

本資料は、六麓荘町に所在する<sup>や そづか</sup>八十塚古墳群<sup>いわがひら</sup>岩ヶ平支群第61号墳の横穴式石室から出土したものである。本墳は平成24年度に発掘調査を実施し、飛鳥時代（7世紀前半）に築造されたものと考えられる。

本資料は、<sup>そうりゅうかんとうち</sup>双龍環頭大刀<sup>つかがしら</sup>の柄頭である。古墳時代後期（6世紀後半）に製作されたものと推定される。<sup>かんたい</sup>環体は、本来、横方向に長い楕円形であるが、本資料は側方から強い力が加わったことによって、大きく変形している。<sup>たんぞうひん</sup>鍛造品で、大きさは縦15.1cm、横8.2cm、重量は350gである。環内の飾りは、二匹の龍が向き合って中央の<sup>ぎよく</sup>玉を取り合う<sup>そうりゅうそうぎよく</sup>双龍争玉の姿であったと考えられる。<sup>なかご</sup>茎は板状で薄く、<sup>めくぎあな</sup>目釘孔が1孔ある。

同墳からは双龍環頭大刀の柄頭の他に、同大刀の一部と推定される<sup>とうしん</sup>刀身・<sup>さや</sup>鞘<sup>かなぐ</sup>金具・<sup>せめかなぐ</sup>責金具が出土している。

本資料は、古代における芦屋地域の政治的かつ社会的位置付けや八十塚古墳群の築造集団や被葬者の性格等を解明する上に欠くことのできない高い学術的価値を有するものである。

芦屋市文化財保護条例（平成元年4月1日条例第7号）―抜粋―

（指定）

第5条 教育委員会は、本市の区域内に存する文化財のうち、国又は県の指定を受けた文化財を除き、本市にとって特に文化的価値の高いものを芦屋市指定文化財（以下「市指定文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定は、当該文化財の所有者の申請によるもののほか、あらかじめ当該文化財の所有者の同意を得て行うものとする。ただし、当該文化財の所有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、第1項の規定により市指定文化財の指定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該文化財の所有者に通知しなければならない。

（審議会）

第13条 教育委員会に芦屋市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、市指定文化財の指定及びその指定の解除その他文化財の保存及び活用に関する重要な事項について調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議する。